関西医療学園専門学校　　学　則

第１章　　総　　則

（目的）
第１条　本校は、教育基本法及び学校教育法に則り、医療技術に関する学理及び技術を教授し、併せて普通教育を施し教養を高めるとともに人格を陶冶し、医療技術を通じて国民の保健衛生に寄与する有為な人材を育成することを目的として、第２項に規定する医療関係職種の養成を行う。
２　本校で養成する資格は、次の各号に掲げる医療関係職種とする。
一　あん摩マッサージ指圧師
二　はり師
三　きゅう師
四　柔道整復師
五　理学療法士
六　歯科衛生士

（名称）
第２条　本校は、関西医療学園専門学校と称する。

（位置）
第３条　本校の位置は本館を大阪市住吉区苅田６丁目１８番１３号、別館を大阪市住吉区苅田８丁目１５番１５号、新館を大阪市住吉区苅田８丁目１２番２７号に置く。

（自己点検・評価及び学校評価）
第４条　本校は、その教育の一層の充実を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、本校における教育活動等の状況について自ら点検及び評価するものとする。
２　前項の自己評価の結果を踏まえ、学校関係者による評価を行う。
３　第１項及び前項の点検及び評価の実施に関し、必要な事項は別に定める。

第２章　　課程及び学科、修業年限並びに定員

（課程、学科、修業年限、定員）
第５条　本校の課程及び学科、修業年限並びに定員は次のとおりとする。

課程名	学科名	修業年限	昼夜の別	学級数	定員	総定員	備考
医療専門課程	東洋医療学科	３　年	昼　間	１	３０名	９０名	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師養成施設
医療専門課程	東洋医療鍼灸学科	３　年	昼　間	１	３０名	９０名	はり師、きゅう師養成施設
医療専門課程	柔道整復学科	３　年	昼　間	１	３０名	９０名	柔道整復師養成施設
医療専門課程	理学療法学科	３　年	昼　間	１	４０名	１２０名	理学療法士養成施設
医療専門課程	歯科衛生学科	３　年	昼　間	１	５０名（女子）	１５０名（女子）	歯科衛生士養成所

２　在籍期間は、６年を超えることはできない。

第３章　　学年、学期及び休業日

（学年、学期）
第６条　本校の学年は、４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。
２　本校の学期は、次のとおりとする。
前期　４月１日から９月３０日まで
後期　１０月１日から３月３１日まで

（休業日）
第７条　本校の休業日は、次のとおりとする。ただし、学校長は特に必要と認める場合には、休業日を変更することができる。
一　日曜日
二　国民の祝日に関する法律に規定する日
三　夏期休業　８月１日から８月３１日まで
四　冬期休業　１２月２７日から翌年１月６日まで
五　春期休業　３月２５日から３月３１日まで
六　創立記念日　１０月２７日
２　教育上必要があり、かつ、やむを得ない事情があるときは、前項にかかわらず、休業日に授業を行うことができる。
３　非常災害その他急迫の事情があるとき、又は教育の実施上特別の事情があるときは、臨時に授業を行わないことがある。

第４章　教育課程、授業時数、始業及び終業時刻

（教育課程、授業時数及び授業時数の単位数への換算）
第８条　本校の教育課程及び授業時数等は別表１のとおりとする。
２　本校の授業科目の授業時数を単位数に換算する場合においては、講義にあっては１５時間以上３０時間以内をもって１単位、実習及び実技にあっては３０時間以上４５時間以内をもって１単位とする。ただし、臨地実習（臨床実習を含む。）にあっては４０時間又は４５時間をもって１単位とする。
３　学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令に基づく大学又は医療関係職種の養成を行う施設として文部科学大臣が認定若しくは指定した学校又は厚生労働大臣若しくは都道府県知事が認定若しくは指定した養成施設等において既に履修した科目については、本校の課程修了に必要な総授業時数の２分の１を超えない範囲で、本校における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
４　前項の規定により、本校における授業科目の履修とみなすことのできる授業科目については、別に定める。

（始業及び終業時刻）
第９条　本校の始業及び終業時刻は次のとおりとする。ただし、臨地実習（臨床実習を含む。）、その他学校長が必要と認めるときは、授業時刻を変更することができる。
午前９時から午後６時まで

第５章　入学、休学及び退学

（入学時期）
第10条　本校の入学期は、学年の始めとする。ただし、欠員のある場合は第１５条第１項の規定により、転入学を許可することがある。

（入学資格）
第11条　本校に入学することができる者は、次の各号の一に該当し、本校の入学試験に合格した者とする。
一　高等学校又は中等教育学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者
二　外国において、学校教育法における１２年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
三　文部科学大臣が高等学校の課程に相当する課程を有するものとして指定した在外教育施設の当該課程を修了した者
四　文部科学大臣の指定した者
五　高等学校卒業程度認定試験規則（平成１７年文部科学省令第１号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第２条の規定による廃止前の大学入学資格検定規定（昭和２６年文部省令第１３号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
六　本校において、個別の入学審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

（入学試験）
第12条　入学試験は書類、人物及び学力について行う。
２　入学試験については、別に定める。

（入学手続）
第13条　本校に入学しようとする者は、本校の定める入学願書に必要事項を記入のうえ、入学検定料を添えて指定期日までに出願しなければならない。
２　前項の手続を終了した者に対して入学試験を行い、入学者を決定する。
３　本校に入学を許可された者は、指定期日までに入学金及び前期分の授業料を添えて手続をとらなければならない。

（入学許可）
第14条　前条第３項の手続を終了した者に、入学許可書を交付する。

（転入学及び再入学）
第15条　本校へ転入学しようとする者又は第１７条の規定により退学した者が再入学しようとする場合は、学習の進展が同程度であって、定員に欠員があり、かつ、やむを得ない事情があると認めるときは、選考のうえ転入学又は再入学を許可することができる。
２　前項の転入学をしようとする者が、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師に係る学校養成施設認定規則、柔道整復師学校養成施設指定規則、理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則及び歯科衛生士学校養成所指定規則により認定若しくは指定された学校又は養成施設等の修業者であるときは、既修業年限、修業科目及び成績等の審査により選考する。
３　第１項の退学した者の再入学については、別に定める。

（休学）
第16条　疾病その他やむを得ない事情により、引き続き１月以上休学する場合は、その事由を記し、学校長に届出て許可を受けなければならない。
２　前項の事由が、疾病によるときは、医師の診断書を添えなければならない。
３　学校長は、疾病その他の理由により修学することが不適当と認められる者に対し、休学を命じることができる。
４　第１項により休学した者が復学しようとする場合は、学校長に届出て許可を受けなければならない。

（退学）
第17条　退学しようとする者は、その事由を記し、学校長に届出て許可を受けなければならない。

第６章　成績評価、進級及び卒業

（成績評価）
第18条　授業科目の成績評価は学年末において、各期に行う試験、学習の成果、履修状況等を総合的に勘案して行う。ただし、出席時数が授業時数の３分の２に達しない者は、当該科目について評価を受けることができない。
２　前項の授業科目の成績評価は、１００点満点において６０点以上である場合に当該科目の単位を認定する。

（進級及び卒業の判定）
第19条　進級及び卒業の判定は、平素の学業及び出欠状況並びに前条の成績評価により行う。

（課程修了の認定）
第20条　前条の規定に基づき、学校長は課程修了の認定を行う。
２　所定の修業年限以上を在学し、課程を修了したと認めた者には、別表３の卒業証書を授与し、専門士（医療専門課程）の称号を授与する。

第７章　賞　罰

（褒賞）
第21条　在学中、品行方正かつ成績優秀にして他の模範となる者について褒賞することができる。

（懲戒）
第22条　学校長は、本校の規則に違反する行為があった場合、又は本校生徒としての本分に反する行為があった場合において、教育上必要と認められる場合には、生徒に対し懲戒を加えることができる。

２　懲戒の種類は、訓告、停学、退学及び除籍とする。
３　次の第１号から第４号に該当する場合は退学を命ずる。第５号に該当する場合は除籍とする。
一　性行不良で改善の見込がないと認められる者
二　学力劣等で成業の見込がないと認められる者
三　正当な理由がなくて出席が常でない者
四　学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者
五　正当な理由がなく、かつ所定の手続きを行わず期限内に授業料を納めず、その後においても納入の見込みがない者

第８章　　入学金、授業料等

（納付金）
第23条　本校各学科の入学金、授業料等の納付金は、別表２のとおりとする。
２　前項に規定する生徒納付金以外は徴収しない。

（納入）
第24条　生徒は在学期間中は、出席の有無にかかわらず、所定の期日までに授業料を納入しなければならない。
２　授業料は、前期は４月末日まで、後期は１０月末日までに納入しなければならない。

（納入の特例）
第25条　第１６条第１項及び第３項の規定により、休学した者及び休学を命じられた者は、第２３条の規定にかかわらず、その始期の属する月の翌月から授業料を減免するものとし、授業料の額は別表４のとおりとする。
２　前項の規定は、第２０条第１項の卒業判定において、所定の授業科目の単位を修得している者で卒業試験が不合格となった者、又は卒業考査を除く授業科目の単位を修得している者で学校長が認めた者について準用する。

（滞納）
第26条　正当な理由がなく期限内に授業料を納めず、その後においても納入の見込みがないときは、第２２条第３項第５号により除籍することができる。
２　前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情があって、学校長に分納又は延納を認められた者はこの限りではない。

（納付金の還付）
第27条　既に納付した入学金、授業料及び入学検定料は返還しない。ただし、専願受験を除く入学試験において入学を許可された者については、指定期日（入学前の３月３１日）までに入学を辞退した場合は、前期授業料を返還する。

第９章　　教職員組織

（教職員組織）
第28条　本校に次の教職員を置く。
一　学 校 長　１名
二　専任教員　東洋医療学科・東洋医療鍼灸学科　８名以上
　　柔道整復学科　６名以上
　　理学療法学科　６名以上
　　歯科衛生学科　４名以上
三　兼任教員　適数
四　事務職員　５名以上
五　校　　医　１名
２　本校教職員は、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師に係る学校養成施設認定規則、柔道整復師学校養成施設指定規則、理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則及び歯科衛生士学校養成所指定規則の規定に基づいて組織する。
３　学校長は校務を処理し、教職員の指導監督の任に当る。教員は学校長の命を受けて授業を担当し、事務職員は庶務、会計の任に当る。

第１０章　　付　　則

（服装等）
第29条　校内及び通学路の生徒の服装等は、別に定める。

（健康診断）
第30条　学校保健安全法第１３条の規定に基づき、健康診断を年１回定期的に実施する。

（施行細則）
第31条　この学則の施行上必要な細則は、別に定める。

附　則　　この学則は、令和６年４月１日から施行する。ただし、第２８条第１項第２号に規定する柔道整復学科の専任教員の員数については令和８年４月１日から施行する。

別 表 1（ 東 洋 医 療 学 科 ） 平成３０年度入学生から適用

学年別　授業科目及び単位数（時間数）

課程名　医療専門課程　東洋医療学科

分野	教育内容	授業科目	区分	単位数	時間数	1年		2年		3年	
						単位	時間	単位	時間	単位	時間
基礎分野	科学的思考の基盤 人間と生活	情報科学	講義	2	30	2	30				
		生命科学	講義	2	30	2	30				
		中国語	講義	2	30	2	30				
		保健体育	講義	2	30	2	30				
		健康科学	講義	2	30			2	30		
		心理学	講義	2	30			2	30		
		医療経営学	講義	2	30					2	30
			中 計	14	210	8	120	4	60	2	30
専門基礎分野	人体の構造と機能	人体の構造と機能	講義	14	280	12	240			2	40
			小 計	14	280	12	240			2	40
	疾病の成り立ち、 その予防及び回復の促進	病理学概論	講義	3	60			3	60		
		リハビリテーション医学	講義	2	40					2	40
		臨床医学総論	講義	4	80			4	80		
		臨床医学各論	講義	4	80					4	80
			小 計	13	260			7	140	6	120
	保健医療福祉と あん摩マッサージ指圧、 はり及びきゅうの理念	衛生学・公衆衛生学	講義	3	60			3	60		
		関係法規	講義	1	20			1	20		
		医療概論	講義	2	40	2	40				
			小 計	6	120	2	40	4	80		
			中 計	33	660	14	280	11	220	8	160
専門分野	基礎あん摩マッサージ指圧学 基礎はり学 基礎きゅう学	あん摩マッサージ指圧理論	講義	4	80	4	80				
		はり・きゅう理論	講義	3	60	3	60				
		東洋医学概論	講義	6	120	2	40	4	80		
		取穴基礎	講義	2	40	2	40				
		基礎経絡経穴学	講義	4	80	4	80				
			小 計	19	380	15	300	4	80		
	臨床あん摩マッサージ指圧学 臨床はり学 臨床きゅう学	臨床経絡経穴学	講義	6	120			6	120		
		臨床東洋医学	講義	14	280			4	80	10	200
			小 計	20	400			10	200	10	200
	社会あん摩マッサージ指圧学 社会はり学 社会きゅう学	社会あはき学	講義	3	60			2	40	1	20
			小 計	3	60			2	40	1	20
	実習	はり・きゅう実技	実技	15	450	6	180	6	180	3	90
		あん摩マッサージ指圧実技	実技	9	270	3	90	3	90	3	90
		臨床基礎実習	実技	1	30			1	30		
			小 計	25	750	9	270	10	300	6	180
	臨床実習	臨床実習	臨実	4	180					4	180
			小 計	4	180					4	180
	総合領域	東洋医学総合講義	講義	3	60					3	60
		特殊療法	講義	7	140			4	80	3	60
			小 計	10	200			4	80	6	120
			中 計	81	1970	24	570	30	700	27	700
合 計				128	2840	46	970	45	980	37	890

※学年別の数字は単位数（時間数）を示す

別表１（東洋医療鍼灸学科） 平成３０年度入学生から適用

学年別　授業科目及び単位数（時間数）

課程名　医療専門課程　東洋医療鍼灸学科

分野	教育内容	授業科目	区分	単位数	時間数	1年		2年		3年	
						単位	時間	単位	時間	単位	時間
基礎分野	科学的思考の基盤 人間と生活	情報科学	講義	2	30	2	30				
		生命科学	講義	2	30	2	30				
		中国語	講義	2	30	2	30				
		保健体育	講義	2	30	2	30				
		健康科学	講義	2	30			2	30		
		心理学	講義	2	30			2	30		
		医療経営学	講義	2	30					2	30
			中 計	14	210	8	120	4	60	2	30
専門基礎分野	人体の構造と機能	人体の構造と機能	講義	14	280	12	240			2	40
			小 計	14	280	12	240			2	40
	疾病の成り立ち、 その予防及び回復の促進	病理学概論	講義	3	60			3	60		
		リハビリテーション医学	講義	2	40					2	40
		臨床医学総論	講義	4	80			4	80		
		臨床医学各論	講義	4	80					4	80
			小 計	13	260			7	140	6	120
	保健医療福祉と はり及びきゅうの理念	衛生学・公衆衛生学	講義	3	60			3	60		
		関係法規	講義	1	20			1	20		
		医療概論	講義	2	40	2	40				
			小 計	6	120	2	40	4	80		
			中 計	33	660	14	280	11	220	8	160
専門分野	基礎はり学 基礎きゅう学	はり・きゅう理論	講義	3	60	3	60				
		東洋医学概論	講義	6	120	2	40	4	80		
		取穴基礎	講義	2	40	2	40				
		基礎経絡経穴学	講義	4	80	4	80				
			小 計	15	300	11	220	4	80		
	臨床はり学 臨床きゅう学	臨床経絡経穴学	講義	6	120			6	120		
		臨床東洋医学	講義	14	280			4	80	10	200
			小 計	20	400			10	200	10	200
	社会はり学 社会きゅう学	社会はき学	講義	3	60			2	40	1	20
			小 計	3	60			2	40	1	20
	実習	はり・きゅう実技	実技	16	480	7	210	6	180	3	90
		臨床基礎実習	実技	1	30			1	30		
			小 計	17	510	7	210	7	210	3	90
	臨床実習	臨床実習	臨実	4	180					4	180
			小 計	4	180					4	180
	総合領域	東洋医学総合講義	講義	3	60					3	60
		特殊療法	講義	7	140			4	80	3	60
		鍼灸総合療法	講義	7	140	3	60	1	20	3	60
			小 計	17	340	3	60	5	100	9	180
			中 計	76	1790	21	490	28	630	27	670
合 計				123	2660	43	890	43	910	37	860

※学年別の数字は単位数（時間数）を示す

別 表 1（柔 道 整 復 学 科） 令和３年度入学生から適用

学年別　授業科目及び単位数（時間数）

課程名　医療専門課程　柔道整復学科

分野	教育内容	授業科目	区分	単位数	時間数	1年		2年		3年	
						単位	時間	単位	時間	単位	時間
基礎分野	科学的思考の基盤 人間と生活	健康科学	講義	3	45	3	45				
		生命科学	講義	4	60	4	60				
		基礎法学	講義	1	15	1	15				
		情報科学	講義	4	60			4	60		
		医療経営学	講義	2	30			2	30		
	中 計			14	210	8	120	6	90		
専門基礎分野	人体の構造と機能	解剖学	講義	10	150	10	150				
		生理学	講義	10	150	10	150				
		運動学	講義	2	30			2	30		
	小 計			22	330	20	300	2	30		
	疾病と傷害	病理学概論	講義	4	60			4	60		
		リハビリテーション医学	講義	6	90			6	90		
		一般臨床医学	講義	4	60			4	60		
		整形外科学	講義	2	30					2	30
		外科学概論	講義	4	60					4	60
	小 計			20	300			14	210	6	90
	柔道整復術の適応	整形外科診断	講義	2	30					2	30
	小 計			2	30					2	30
	保健医療福祉と 柔道整復の理念	衛生学･公衆衛生学	講義	4	60			4	60		
		医療法規	講義	2	30	2	30				
		柔　道	講義	3	45	1	15	2	30		
	小 計			9	135	3	45	6	90		
	社会保障制度	社会保障	講義	1	15					1	15
	小 計			1	15					1	15
	中 計			54	810	23	345	22	330	9	135
専門分野	基礎柔道整復学	柔整総論	講義	4	60	4	60				
		柔整各論	講義	13	195	6	90	6	90	1	15
	小 計			17	255	10	150	6	90	1	15
	臨床柔道整復学	救急医学	講義	1	30					1	30
		臨床各論	講義	3	90					3	90
		柔整総合学習	講義	11	330			2	60	9	270
		柔整特講	講義	8	240					8	240
	小 計			23	690			2	60	21	630
	柔道整復実技	柔整柔道実技	実技	5	150	2	60	1	30	2	60
		柔整実技	実技	8	240	5	150	3	90		
		臨床治療実技	実技	4	120	1	30	2	60	1	30
		包帯実技	実技	1	30			1	30		
		柔整総合実技	実技	3	90					3	90
	小 計			21	630	8	240	7	210	6	180
	臨床実習	臨床実習	臨実	4	180	1	45	2	90	1	45
	小 計			4	180	1	45	2	90	1	45
	中 計			65	1755	19	435	17	450	29	870
選択必修分野		ｽﾎﾟｰﾂ認定ﾄﾚｰﾅｰ講義	講義	1	15			1	15		
	小 計			1	15			1	15		
合 計				134	2790	50	900	46	885	38	1005

※学年別の数字は単位数（時間数）を示す

別 表 1（ 柔 道 整 復 学 科 ） 平成３０年度から令和２年度入学生まで適用

学年別　授業科目及び単位数（時間数）

課程名　医療専門課程　柔道整復学科

分野	教育内容	授業科目	区分	単位数	時間数	1年		2年		3年	
						単位	時間	単位	時間	単位	時間
基礎分野	科学的思考の基盤 人間と生活	健康科学	講義	3	45	3	45				
		生命科学	講義	4	60	4	60				
		基礎法学	講義	1	15	1	15				
		情報科学	講義	4	60			4	60		
		医療経営学	講義	2	30			2	30		
			中 計	14	210	8	120	6	90		
専門基礎分野	人体の構造と機能	解剖学	講義	10	150	10	150				
		生理学	講義	10	150	10	150				
		運動学	講義	2	30			2	30		
			小 計	22	330	20	300	2	30		
	疾病と傷害	病理学概論	講義	4	60			4	60		
		リハビリテーション医学	講義	6	90			6	90		
		一般臨床医学	講義	4	60			4	60		
		整形外科学	講義	2	30					2	30
		外科学概論	講義	4	60					4	60
			小 計	20	300			14	210	6	90
	柔道整復術の適応	整形外科診断	講義	2	30					2	30
			小 計	2	30					2	30
	保健医療福祉と 柔道整復の理念	衛生学・公衆衛生学	講義	4	60			4	60		
		医療法規	講義	2	30	2	30				
		柔　道	講義	3	45	1	15	2	30		
			小 計	9	135	3	45	6	90		
	社会保障制度	社会保障	講義	1	15					1	15
			小 計	1	15					1	15
			中 計	54	810	23	345	22	330	9	135
専門分野	基礎柔道整復学	柔整総論	講義	4	60	4	60				
		柔整各論	講義	13	195	6	90	6	90	1	15
			小 計	17	255	10	150	6	90	1	15
	臨床柔道整復学	救急医学	講義	1	30					1	30
		臨床各論	講義	3	90					3	90
		柔整総合学習	講義	11	330			2	60	9	270
		柔整特講	講義	8	240					8	240
			小 計	23	690			2	60	21	630
	柔道整復実技	柔整柔道実技	実技	5	150	2	60	1	30	2	60
		柔整実技	実技	8	240	5	150	3	90		
		臨床治療実技	実技	4	120	1	30	2	60	1	30
		包帯実技	実技	1	30			1	30		
		柔整総合実技	実技	3	90					3	90
			小 計	21	630	8	240	7	210	6	180
	臨床実習	学内・学外実習	臨実	3	135	1	45	1	45	1	45
		救護実習	臨実	1	45			1	45		
			小 計	4	180	1	45	2	90	1	45
			中 計	65	1755	19	435	17	450	29	870
合 計				133	2775	50	900	45	870	38	1005

※学年別の数字は単位数（時間数）を示す

別表１（理学療法学科） 令和２年度入学生から適用

学年別　授業科目及び単位数（時間数）

課程名　医療専門課程　理学療法学科

指定規則の教育内容及び単位数		授業科目	1年 講義	1年 実習	2年 講義	2年 実習	3年 講義	3年 実習
基礎分野14単位	科学的思考の基盤	人間関係論	3(45)					
		法学・保健行政法学	4(60)					
	人間と生活	医療統計学					2(30)	
		健康科学論	4(60)					
	社会の理解	医療英語	2(30)					
	14単位	小計 15(225)	13(195)				2(30)	
専門基礎分野30単位	人体の構造と機能	解剖生理学	6(180)	1(30)				
		基礎運動学	2(60)	1(30)				
	及び心身の発達	臨床心理学	1(30)					
		人間発達学	1(30)	1(30)				
	12単位	小計 13(390)	10(300)	3(90)				
	疾病と障害の成り	病理学	2(60)					
		臨床医学総論	2(60)					
	立ち及び回復過程	画像医学	1(30)					
		スポーツ栄養論・予防管理論	1(30)					
	の促進	内科学	2(60)					
		脳神経内科学			2(60)			
	14単位	整形外科学	2(60)					
		精神医学			1(30)			
		小児科学	1(30)					
		小計 14(420)	11(330)		3(90)			
	保健医療福祉とリハビリテーションの理念	リハビリテーション医学	1(30)					
		リハビリテーション総論	1(30)					
	4単位	リハビリテーション各論	1(30)		1(30)			
		小計 4(120)	3(90)		1(30)			
専門分野57単位	基礎理学療法学	動作分析学			1(30)			
		理学療法学総論	1(30)					
	6単位	運動療法学総論	1(30)					
		運動療法学各論			1(30)	1(30)		
		日常生活活動学	1(30)					
		小計 6(180)	3(90)		2(60)	1(30)		
	理学療法管理学 2単位	理学療法教育管理 2(60)			1(30)		1(30)	
	理学療法評価学	評価学総論	1(30)					
		評価学各論			3(90)			
	6単位	検査測定学			1(30)			
		評価学実習				2(60)		
		小計 7(210)	1(30)		4(120)	2(60)		
	理学療法治療学	骨関節疾患理学療法学			4(120)	1(30)		
		脳血管障害理学療法学			3(90)	1(30)		
	20単位	神経筋疾患理学療法学			1(30)	1(30)		
		小児疾患理学療法学			1(30)	1(30)		
		脊髄損傷理学療法学			1(30)			
		老年理学療法学			1(30)			
		内部障害理学療法学			1(30)	1(30)		
		義肢装具学			1(30)	1(30)		
		物理療法学			1(30)	1(30)		
		小計 21(630)			14(420)	7(210)		
	地域理学療法学	地域理学療法学総論			2(60)			
		地域理学療法学各論					1(30)	
	3単位	小計 3(90)			2(60)		1(30)	
	臨床実習	見学実習				1(40)		
		評価実習				3(120)		
	20単位	総合臨床実習						16(640)
		小計 20(800)				4(160)		16(640)
選択必修分野		卒業考査 3(90)					3(90)	
合計 101単位(3,120時間)		108(3,215)	41(1,035)	3(90)	27(810)	14(460)	7(180)	16(640)

※学年別の数字は単位数（時間数）を示す

別表１（歯科衛生学科） 令和４年度入学生から適用

学年別　授業科目及び単位数（時間数）

課程名　医療専門課程　歯科衛生学科

指定規則の教育内容及び単位数		授業科目	区分	1年		2年		3年	
				単位数	時間数	単位数	時間数	単位数	時間数
基礎分野10単位	科学的思考の基盤 人間と生活 10単位	化学	講義	2	30				
		人間関係とコミュニケーション	講義			2	30		
		医療英語	講義	2	30				
		社会学	講義			2	30		
		情報処理	講義	2	30				
		小計　10単位（150時間）		6	90	4	60		
専門基礎分野22単位	人体（歯・口腔を除く。）の構造と機能 4単位	解剖学	講義・実習	2	30				
		生理学	講義	1	15				
		生化学	講義	1	15				
		小計　4単位（60時間）		4	60				
	歯・口腔の構造と機能 5単位	口腔解剖学・組織学	講義	3	45				
		口腔生理学	講義	1	15				
		口腔生化学	講義	1	15				
		小計　5単位（75時間）		5	75				
	疾病の成り立ち及び回復過程の促進 6単位	病理学・口腔病理学	講義	2	30				
		微生物学・口腔微生物学	講義	2	30				
		薬理学・歯科薬理学	講義	2	30				
		小計　6単位（90時間）		6	90				
	歯・口腔の健康と予防に関わる人間と社会の仕組み 7単位	口腔衛生学	講義	2	30				
		衛生学・公衆衛生学	講義			2	30		
		衛生統計	講義			1	15		
		衛生行政	講義					2	30
		小計　7単位（105時間）		2	30	3	45	2	30
専門分野54単位	歯科衛生士概論 2単位	歯科衛生士概論	講義	1	30				
		歯科臨床概論	講義	1	30				
		小計　2単位（60時間）		2	60				
	臨床歯科医学 8単位	歯科保存・修復学	講義	1	30				
		歯内療法学	講義			1	30		
		歯周病学	講義	1	30				
		口腔外科学	講義			1	30		
		小児歯科学	講義	1	30				
		歯科矯正学	講義			1	30		
		歯科補綴学	講義			1	30		
		高齢者歯科・障がい者歯科	講義			1	30		
		小計　8単位（240 時間）		3	90	5	150		
	歯科予防処置論 8単位	歯科予防処置論Ⅰ	講義・実習	3	90				
		歯科予防処置論Ⅱ	講義・実習			2	60		
		歯科予防処置論Ⅲ	講義・実習					2	60
		う蝕予防処置論	講義・実習			1	30		
		小計　8単位（240時間）		3	90	3	90	2	60
	歯科保健指導論 7単位	歯科保健指導論Ⅰ	講義・実習	3	90				
		歯科保健指導論Ⅱ	講義・実習			1	30		
		歯科保健指導論Ⅲ	講義・実習					2	60
		栄養指導学	講義	1	30				
		小計　7単位（210時間）		4	120	1	30	2	60
	歯科診療補助論 9単位	歯科診療補助論Ⅰ	講義・実習	2	60				
		歯科診療補助論Ⅱ	講義・実習			3	90		
		歯科診療補助論Ⅲ	講義・実習					2	60
		歯科材料学	講義	1	30				
		臨床検査学	講義			1	30		
		医療安全	講義	1	30				
		放射線学	講義・実習			1	30		
		小計　11単位（330時間）		4	120	5	150	2	60
	臨地実習 （臨床実習を含む。） 20単位	早期臨床実習	実習	1	45				
		臨床実習Ⅰ	実習			8	360		
		臨床実習Ⅱ	実習					10	450
		臨地実習	実習					2	90
		小計　21単位（945時間）		1	45	8	360	12	540
選択必修分野7単位	選択必修分野 7単位	介護技術学	講義			2	30		
		リハビリテーション学	講義					2	30
		摂食・嚥下機能療法	講義					1	15
		救急処置	講義・実習	2	30				
		災害歯科衛生士支援論	講義					1	15
		卒業考査	講義					1	15
		小計　9単位（135時間）		2	30	2	30	5	75
合計　93単位		合計　98単位（2,640時間）		42	900	31	915	25	825

※学年別の数字は単位数（時間数）を示す

別表２

（令和４年度入学生から適用）

歯科衛生学科

項目	入学検定料	入 学 金	授 業 料
金額	20,000円	200,000 円	1,040,000円

入学金は入学時のみとする

（令和２年度入学生から適用）

東洋医療学科

項目	入学検定料	入 学 金	授 業 料
金額	20,000円	200,000 円	1,480,000 円

入学金は入学時のみとする

東洋医療鍼灸学科

項目	入学検定料	入 学 金	授 業 料
金額	20,000円	200,000 円	1,200,000 円

入学金は入学時のみとする

柔道整復学科

項目	入学検定料	入 学 金	授 業 料
金額	20,000円	200,000 円	1,200,000 円

入学金は入学時のみとする

理学療法学科

項目	入学検定料	入 学 金	授 業 料
金額	20,000円	200,000 円	1,400,000 円

入学金は入学時のみとする

別表３

（学科）東洋医療学科、東洋医療鍼灸学科、柔道整復学科、理学療法学科

No.

卒　業　証　書

（氏　　名）
（生年月日）

医療専門課程　○○○○学科

あなたは本校上記学科の所定の課程（３年）を修めたので卒業証書を授与し文部科学大臣告示により専門士（医療専門課程）と称することを認める

年　月　日

関西医療学園専門学校
校長　〇　〇　〇　〇

別表４

在籍料

項　目	金　額	備　考
在籍料	30,000円	１か月につき